

# 閲覧用

※ 個人情報に係る部分は秘匿しています。

## 令和4年第4回定例市議会提出議案

( 予算案を除く。 )

藤井寺市



目 次

議案番号	議 案 名	ページ
	(報 告)	
1 6	専決処分の承認を求めることについて(令和4年度藤井寺市一般会計補正予算(第9号))	1
1 7	専決処分の承認を求めることについて(令和4年度藤井寺市一般会計補正予算(第10号))	2
	(議 案)	
5 2	藤井寺市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	3
5 3	藤井寺市行政不服等審査会条例の制定について	8
5 4	藤井寺市手数料条例の一部改正について	1 5
5 5	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について	1 7
5 6	職員の降給に関する条例の制定について	4 7
5 7	職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について	5 1
5 8	非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	5 4
5 9	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	5 6
6 0	藤井寺市中小企業振興条例の制定について	1 0 2
6 1	藤井寺市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部改正について	1 0 6
6 2	藤井寺市議会議員及び藤井寺市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について	1 0 8
6 3	藤井寺市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	1 1 0

このほかの提出議案

- 議案番号 6 4 令和4年度藤井寺市一般会計補正予算(第11号)について  
 6 5 令和4年度藤井寺市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

- 6 6 令和4年度藤井寺市介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 6 7 令和4年度藤井寺市病院事業会計補正予算（第4号）について
- 6 8 令和4年度藤井寺市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について

報告第16号

専決処分の承認を求めることについて（令和4年度藤井寺市一般会計  
補正予算（第9号））

令和4年度藤井寺市一般会計補正予算（第9号）について、地方自治法（昭和  
22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したの  
で、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年11月29日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

報告第17号

専決処分の承認を求めることについて（令和4年度藤井寺市一般会計  
補正予算（第10号））

令和4年度藤井寺市一般会計補正予算（第10号）について、地方自治法（昭和  
22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したの  
で、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年11月29日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

議案第 5 2 号

藤井寺市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について  
藤井寺市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように定める。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 3 7 号）により、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）が改正されたことに伴い、同法において条例で定めることとされている事項等を規定する必要があることから、本条例を制定するものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

2 前項に規定するもののほか、この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(開示決定等の期限)

第3条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第4条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から30日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求に係る手数料等)

第5条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により開示請求に係る保有個人情報の記録の写しの交



付等を受ける者は、当該写し等の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第6条 訂正決定等は、訂正請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第7条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(審査会への諮問)

第8条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、藤井寺市行政不服等審査会（藤井寺市行政不服等審査会条例（令和4年藤井寺市条例第 号）第2条に規定する審査会をいう。）に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の基準を定めようとする場合

(運用状況の公表)

第9条 実施機関は、法及びこの条例の運用状況に関し、毎年度公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実

施機関が定める。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(藤井寺市個人情報保護条例の廃止)

第2条 藤井寺市個人情報保護条例（平成11年藤井寺市条例第2号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第10条第1項に規定する委託を受けた事務又は協定を締結した事務に従事していた者（以下「受託事務等従事者」という。）に係る旧条例第10条第2項の規定によるその事務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

2 施行日前に旧条例第11条第1項若しくは第2項（旧条例第19条第3項、第22条第2項又は第22条の2第2項において準用する場合を含む。）、第19条第1項、第22条第1項又は第22条の2第1項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに保有特定個人情報の利用停止については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧条例第2条第4号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第3号に規定する個人情報ファイルであって同号アに係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者

(2) 受託事務等従事者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

5 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされ

る場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(藤井寺市情報公開条例の一部改正)

第4条 藤井寺市情報公開条例（平成11年藤井寺市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第9条中「請求を受けた日から起算して」を「請求があった日から」に改める。

第11条中「受理日から起算して」を「公開請求があった日から」に改める。

(藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正)

第5条 藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成22年藤井寺市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第15条中「藤井寺市個人情報保護条例（平成11年藤井寺市条例第2号）第10条」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

(藤井寺市暴力団排除条例の一部改正)

第6条 藤井寺市暴力団排除条例（平成25年藤井寺市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「藤井寺市個人情報保護条例（平成11年藤井寺市条例第2号）第2条第4号に規定する実施機関（以下「実施機関」という。）」を「藤井寺市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年藤井寺市条例第 号）第2条第2項に規定する実施機関及び議会（以下「実施機関等」という。）」に、「実施機関が」を「実施機関等が」に、「同条第1号」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項」に改め、同条第2項中「実施機関」を「実施機関等」に改める。

議案第 53 号

藤井寺市行政不服等審査会条例の制定について  
藤井寺市行政不服等審査会条例を次のように定める。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）により、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）が改正されたことに伴い、個人情報保護審査会を行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 81 条第 1 項に規定する機関として設置する必要性が生じたことから、現在設置している本市の行政不服審査会、情報公開審査会及び個人情報保護審査会を統合し、新たに藤井寺市行政不服等審査会として設置するため、本条例を制定するものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市行政不服等審査会条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 設置及び組織（第2条―第9条）

第3章 審査会の調査審議の手續（第10条―第18条）

第4章 雑則（第19条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、藤井寺市行政不服等審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めるものとする。

第2章 設置及び組織

（設置）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関として、藤井寺市行政不服等審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（所掌事務）

第3条 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第43条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- (2) 藤井寺市情報公開条例（平成11年藤井寺市条例第1号）第15条第2項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- (3) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項の規定により準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- (4) 藤井寺市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年藤井寺市条例第号）第8条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。

2 審査会は、情報公開制度又は個人情報保護制度に関する重要事項について、実施機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。以下同じ。）に意見を述べることができる。

(組織)

第4条 審査会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法令等又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 審査会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により選出し、副会長は委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。
- 4 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第7条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会議)

第8条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係のある者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第3章 審査会の調査審議の手續

(定義)

第10条 この章において「審査庁」とは、藤井寺市情報公開条例第15条第2項及び個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関をいう。

2 この章において「行政文書等」とは、藤井寺市情報公開条例第9条第1項に規定する公開決定等に係る同条例第2条第2号に規定する情報が記録されている文書等をいう。

3 この章において「保有個人情報」とは、個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る同法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。

(審査会の調査審議)

第11条 審査会の調査審議は、法に定めるもののほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める規定により行う。

(1) 第3条第2号に掲げる調査審議 第12条から第17条まで

(2) 第3条第3号に掲げる調査審議 第12条第1項から第3項まで、第15条並びに第16条第1項及び第3項

(審査会の調査権限)

第12条 審査会は、必要があると認める場合には、審査庁に対し、行政文書等又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書等又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 審査庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認める場合には、審査庁に対し、行政文書等に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、必要があると認める場合には、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は審査庁（以下「審査関係人」という。）にその主張を記載した書面（以下「主張書面」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第13条 審査会は、審査関係人から申立てがあった場合には、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(主張書面等の提出)

第14条 審査関係人は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が、主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第15条 審査会は、必要があると認める場合には、その指名する委員に、第12条第1項の規定により提示された行政文書等若しくは保有個人情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第13条第1項本文の規定による審査関係人の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第16条 審査会は、第12条第3項若しくは第4項、第14条又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用される法第81条第3項において準用する法第74条若しくは同項において準用する法第76条の規定による主張書面又は資料の提出があった場合には、当該主張書面又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該主張書面又は資料を提出した審査関係人以外の審査関係人に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面又は資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る主張書面又は資料を提出した審査関係人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めると



きは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(答申書の送付)

第17条 審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(調査審議手続の非公開)

第18条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

#### 第4章 雑則

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第2条 市長は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第4条第2項の規定の例により、審査会の委員を委嘱することができる。この場合において、その委嘱を受けた委員は、施行日において同項の規定による委嘱を受けたものとみなす。

(経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に次条の規定による改正前の藤井寺市情報公開条例第16条第1項の規定により設置された藤井寺市情報公開審査会、附則第5条の規定による改正前の藤井寺市行政不服審査法施行条例（平成28年藤井寺市条例第1号）第5条の規定により設置された藤井寺市行政不服審査会及び藤井寺市個人情報保護に関する法律施行条例附則第2条の規定による廃止前の藤井寺市個人情報保護条例（平成11年藤井寺市条例第2号。以下「旧条例」という。）第26条第1項の規定により設置された藤井寺市個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員若しくは専門委員である者又は施行日前において旧審査会の委員若しくは専門委員であった者に係るその職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行日以後も、なお従前の例による。

2 施行日前に法第43条第1項、藤井寺市情報公開条例第15条第2項及び旧条例第25条第1項の規定により旧審査会にされた諮問で、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、審査会にされた諮問とみなし、旧審査会がした審査の手続は、審査会がした審査の手続とみなす。

(藤井寺市情報公開条例の一部改正)

第4条 藤井寺市情報公開条例の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「、次条及び第17条」を削り、「藤井寺市情報公開審査会(次条第1項を除き、以下「審査会」という。)」を「藤井寺市行政不服等審査会条例(令和4年藤井寺市条例第 号)第2条の規定により設置する藤井寺市行政不服等審査会(以下「審査会」という。)」に改め、同条第3項第1号中「以下同じ。」を削る。

第16条から第23条までを削り、第24条を第16条とし、第25条から第28条までを8条ずつ繰り上げる。

(藤井寺市行政不服審査法施行条例の一部改正)

第5条 藤井寺市行政不服審査法施行条例の一部を次のように改正する。

第5条から第12条までを削り、第13条を第5条とする。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第6条 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

行政不服審査会委員	日額	9,500円
情報公開審査会委員	日額	9,500円
個人情報保護審査会委員	日額	9,500円

」

を

「

行政不服等審査会委員	日額	9,500円
------------	----	--------

」

に改める。

議案第 5 4 号

藤井寺市手数料条例の一部改正について

藤井寺市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 4 8 年法律第 1 0 5 号）の改正に伴う狂犬病予防法の特例制度（ワンストップサービス制度）を、本市においても令和 5 年 4 月 1 日から開始するため、所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市手数料条例の一部を改正する条例

藤井寺市手数料条例（昭和35年藤井寺市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表3の項第1号中「登録」の次に「（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定により第4条第1項の登録の申請があったものとみなされる場合を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 55 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備につ  
いて

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を  
次のように定める。

令和 4 年 1 月 29 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）による地方公務員  
の定年が引き上げられる等の制度変更に伴い、関係条例の規定を整備するものであ  
る。

## 藤井寺市条例第 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の定年等に関する条例(昭和59年藤井寺市条例第10号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

### 目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条—第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条—第11条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条・第13条)

第5章 雑則(第14条)

### 附則

#### 第1章 総則

第1条中「)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

#### 第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削る。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に係る」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に係る」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続き」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員」を「当該職員」に改め、「より」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その期限」を「当該期限」に、「その職員」を「当該職員」に改め、「退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「の事由が存しなくなった」を「各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限」を「当該期限」に、「て退職させることができる」を「るものとする」に改める。

第5条の次に次の3章を加える。

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職（病院において医療業務に従事する医師が占める職を除く。）とする。

- (1) 一般職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第21号）第13条第1項に規定する管理職手当が支給される職
- (2) その他規則で定める職

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降

任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。

- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支



障が生ずること。

- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。
- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に

延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、規則で定める組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

#### 第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の見出し及び3項を加える。

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定

の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

- 4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年藤井寺市条例第 号。以下この項及び次項において「令和4年改正条例」という。）による改正前の第3条ただし書に規定する職員であって、第3条の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和13年3月31日まで	65年
------------------------	-----

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

- 5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例による改正前の第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第3条第6項中「法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)及び」を削り、「その者」を「当該職員」に、「再任用職員の欄」を「定年前再任用短時間勤務職員の項」に改め、「掲げる」の次に「基準」を加え、同条第7項中「再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)」を「法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」に、「その者」を「当該職員」に改める。

第10条第3項中「定年が年齢65年である職員にあっては」を「病院において医療業務に従事する医師にあっては」に改める。

第16条第1項第1号中「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した職員」に改め、「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項及び第3項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項第1号及び第5項第1号中「場合は」を「場合には」に改める。

第24条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第25条第1項中「この条」を「この項」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第25条の2(見出しを含む。)中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の8項を加える。

16 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第18項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第5項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第4条、第10条第2項及び第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円

未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

17 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員
- (2) 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年藤井寺市条例第 号)による改正前の職員の定年等に関する条例(昭和59年藤井寺市条例第10号)第3条ただし書に規定する職員
- (3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項又は第2項に規定する異動期間(同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
- (4) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

18 法第28条の2第1項の規定により他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第20項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第16項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(その額に50円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはその端数を100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(市長が定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第16項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

19 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第5項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第5項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

20 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第16項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第18項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

21 附則第18項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第16項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

22 附則第18項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第24条第5項（第25条第3項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「給料の月額」とあるのは、「給料月額と附則第16項、附則第19項又は附則第20項の規定による給料の額との合計額」とする。

23 附則第16項から前項までに定めるもののほか、附則第16項の規定による給料月額、附則第18項の規定による給料その他附則第16項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

別表第1行政職給料表の再任用以外の職員の項中「再任用」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	389,900	356,800	315,100	289,700	274,600	255,200	215,200	187,700

別表第2ア医療職給料表(1)の再任用以外の職員の項中「再任用」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	466,000	393,000	338,600

別表第2イ医療職給料表(2)の再任用以外の職員の項中「再任用」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	322,800	282,100	256,900	215,300

別表第2ウ医療職給料表(3)の再任用以外の職員の項中「再任用」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	326,200	289,100	262,600	255,400

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 職員の退職手当に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。」を削り、同条第2項中「含む。」の次に「第10条第2

項において「勤務日数」という。」を、「18日」の次に「(1月間の日数(藤井寺市の休日に関する条例(平成2年藤井寺市条例第9号)第2条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。))が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。))」を加え、同項ただし書中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

第3条第2項中「は、同項」を「は、前項」に改める。

第4条及び第5条を次のように改める。

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者(同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

(2) 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

(3) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの

(4) 第7条の5第11項に規定する認定(同条第1項第1号に係るものに限る。)を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による傷病により退職し、死亡(公務上の死亡を除く。)により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125

(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5

(3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者



の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者
- (2) 地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者
- (3) 第7条の5第11項に規定する認定（同条第1項第2号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者
- (4) 公務上の傷病又は死亡により退職した者
- (5) 25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者
- (6) 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの
- (7) 25年以上勤続し、第7条の5第11項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

第5条の3の表以外の部分中「第5条第1項」を「第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）」に、「25年」を「20年」に、「10年」を「20年」に、「同項」を「第4条第1項、第5条第1項」に改め、同条の表中「第5条第1項」を「第4条第1項及び第5条第1項」に、「100分の2」を「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」に改める。

第6条の3の表中「100分の2」を「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年齢が1年である職員にあっては、100分の2）」に改める。

第6条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第7条第4項において」に改め、「額（以下）」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第7条の4の次に次の1条を加える。

（定年前に退職する意思を有する職員の募集等）

第7条の5 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができる。

(1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から20年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

(2) 職制の改廃又は勤務公署の移転を円滑に実施することを目的とし、当該職制又は勤務公署に属する職員を対象として行う募集

2 任命権者は、前項の規定による募集（以下この条において単に「募集」という。）を行うに当たっては、当該募集に関し次に掲げる必要な事項を記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

(1) 前項各号の別

(2) 第11項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間

(3) 募集する人数

(4) 募集の期間

(5) 募集の対象となるべき職員の範囲

(6) 募集実施要項の内容を周知させるための説明会を開催する予定があるときは、その旨

(7) 第9項の規定による応募（以下この条において単に「応募」という。）又は応募の取下げに係る手続

(8) 第12項の規定による通知の予定時期

(9) 第7項に規定する時点で募集の期間が満了するものとするときは、その旨及び同項に規定する応募上限数

(10) 募集に関する問合せを受けるための連絡先

(11) その他規則で定める事項

3 任命権者は、募集実施要項に前項第5号に掲げる職員を記載するときは、当該職員の範囲に含まれる職員の数が募集をする人数に1を加えた人数以上とな

るようにしなければならない。ただし、第1項第2号に掲げる募集を行う場合は、この限りでない。

- 4 任命権者は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その開始及び終了の年月日時を明らかにしてしなければならない。
- 5 任命権者は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募集の期間を延長することができる。
- 6 任命権者は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。
- 7 任命権者が募集実施要項に募集の期間の終了の年月日時が到来するまでに応募をした職員の数が募集をする人数以上の一定数（以下この項において「応募上限数」という。）に達した時点で募集の期間は満了するものとする旨及び応募上限数を記載している場合には、応募をした職員の数が応募上限数に達した時点で募集の期間は満了するものとする。
- 8 任命権者は、前項の規定により募集の期間が満了した場合には、直ちにその旨を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。
- 9 次に掲げる者以外の職員は、規則で定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第16項第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。
  - (1) 第2条第2項の規定により職員とみなされる者
  - (2) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者
  - (3) 第2項に規定する退職すべき期日又は同項に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者
  - (4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。第11項第2号において同じ。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者
- 10 前項の規定による応募又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであって、任命権者は職員に対しこれらを強制してはならない。
- 11 任命権者は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において単に「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第

2項に規定する募集をする人数を超える場合であって、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、任命権者は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。

(1) 応募が募集実施要項又は第9項の規定に適合しない場合

(2) 応募者が応募をした後地方公務員法第29条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合

(3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

1 2 任命権者は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。

1 3 任命権者が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、規則で定めるところにより、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。

1 4 任命権者は、認定を行った後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員（以下この項及び次項において「認定応募者」という。）が第16項第3号に規定する退職すべき期日（以下この項及び次項において「退職すべき期日」という。）に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、規則で定めるところにより、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

1 5 任命権者は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、直ちに、規則で定めるところにより、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。

16 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。

- (1) 第8条第1項第1号又は第2号に該当するに至ったとき。
- (2) 第13条の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。
- (3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは第13項若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき（前2号に掲げるときを除く。）。
- (4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。
- (5) 第9項の規定により応募を取下げたとき。

17 任命権者は、この条の規定による募集及び認定について、規則で定めるところにより、募集実施要項（第11項に規定する方法を周知した場合にあっては当該方法を含む。）及び認定を受けた応募者の数を公表しなければならない。

第10条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日」を「勤務日数が職員みなし日数」に改め、同条第4項中「、当該退職後」を「当該退職後」に、「支給期間」とする」を「支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及び本項の規定により算出される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及び本項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第12条第1項ただし書及び第12条の3第1項中「禁錮」を「禁錮」に改める。

附則第2項から第4項までを次のように改める。

2 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで及び附則第7項から第15項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第2項」とする。

- 3 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2及び附則第10項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 4 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第5条又は附則第8項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第2項の規定の例により計算して得られる額とする。附則第6項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、附則に次の9項を加える。
- 7 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第7項」とする。
- 8 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第8項」とする。
- 9 前2項の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年藤井寺市条例第 号）による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和59年藤井寺市条例第10号）第3条ただし書に規定する職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。
- 10 一般職の職員の給与に関する条例附則第16項の規定による職員の給料月額額の改定は、給料月額額の減額改定に該当しないものとする。
- 11 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第7項及び附則第9項に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、附則第7項に掲げる職員にあつては同項に定める年齢とし、附則第9項に掲げる職員にあつては65歳に達する日」と、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条

の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年にあつては60歳とし、附則第7項に規定する職員にあつては60歳とし、附則第9項に規定する職員にあつては65歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

- 1 2 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。）に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「6月」とあるのは「零月」と、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。

附則第7項及び第9項に掲げる職員以外の者	60歳
附則第7項に掲げる職員	60歳
附則第9項に掲げる職員	65歳

- 1 3 当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者に対する第5条の3の規定の適用及び第7条の5の規定の適用については、第5条の3本文及び第7条の5第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第7条の5第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 1 4 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第12項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号

の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「附則第12項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

- 15 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって附則第12項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条の第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

（職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

- 第4条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」を「その発令の日に受ける給料」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

- 第5条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和41年藤井寺市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「同法第28条の5第1項」を「同法第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。



第3条、第11条第1項及び第14条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第6条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和54年藤井寺市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第19条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の5第1項」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年藤井寺市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第8条に次の1号を加える。

(3) 職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第17条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第18条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第8条 職員の特殊勤務手当に関する条例(平成10年藤井寺市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第13条の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「第22条の4第1項の規定により採用された職員」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第9条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年藤井寺市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。）」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員（藤井寺市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第10条 藤井寺市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年藤井寺市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（職員の再任用に関する条例の廃止）

第11条 職員の再任用に関する条例（平成13年藤井寺市条例第3号）は、廃止する。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第3条中職員の退職手当に関する条例第2条第2項本文の改正規定、第10条の改正規定及び附則第6項の改正規定並びに附則第11条、第16条及び第17条の規定は、公布の日から施行する。

2 第3条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第10条第4項及び附則第17条の規定は、令和4年7月1日から適用する。

（勤務延長に関する経過措置）

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算し

て1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条本文に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に、旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）で

あつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者  
(4) 25年以上勤務して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25年以上勤務して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(6) 25年以上勤務して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（新条例第13条第1項に規定する組合をいう。以下次項及び附則第6条において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任

期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。  
（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第12条 暫定再任用職員（短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この条において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第5項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の等級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和41年藤井寺市条例第19号）第2条第2項の規定に



より定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

第13条 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額を、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第5項に規定する当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の等級に応じた額に、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和41年藤井寺市条例第19号）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た額を乗じて得た額とする。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第2条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下次条において「新給与条例」という。）第16条第2項及び第18条第2項の規定を適用する。

第14条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第24条第3項の規定を適用する。

2 新給与条例第25条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。次号において同じ。」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

3 一般職の職員の給与に関する条例第4条、第10条、第12条の5、第14条、第15条、第15条の2第3項及び第15条の3の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第15条 暫定再任用職員に対する第3条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新退職手当条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を

含む。)、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)  
又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)」とする。

第16条 新退職手当条例第2条第2項及び第10条第2項の規定は、令和4年7月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる当該期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

第17条 新退職手当条例第10条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第18条 暫定再任用短時間勤務職員は、第5条の規定による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(以下この条において「新勤務時間条例」という。)第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う暫定再任用職員に関する経過措置)

第19条 第6条の規定による改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例第3条、第5条及び第13条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第20条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和59年藤井寺市条例第11号)の一部を次のように改正する。

附則中第2項から第4項までを次のように改める。

2から4まで 削除

議案第 56 号

職員の降給に関する条例の制定について  
職員の降給に関する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 月 29 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）による地方公務員の定年が引き上げられる等の制度変更に伴い、分限のうち降給に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものである。

## 藤井寺市条例第 号

### 職員の降給に関する条例

#### (目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、職員（一般職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第21号）第3条の給料表又は単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則（昭和54年藤井寺市規則第2号）第2条の給料表（以下「給料表」という。）のうちいずれかの給料表の適用を受ける者をいう。以下同じ。）の意に反する降給に関し必要な事項を規定することを目的とする。

#### (降給の種類)

第2条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）並びに地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする。

#### (降格の事由)

第3条 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し、必要があると認める場合は、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

(1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合（職員が降任された場合を除く。）

ア 職員の能力評価又は業績評価の実施権者による確認が行われた全体評語が最下位の段階である場合（次条において「定期評価の全体評語が最下位の段階である場合」という。）その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イ 任命権者が指定する医師 2 名によって、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合

ウ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき（ア及びイに掲げる場合を除く。）。

(2) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

(降号の事由)

第 4 条 任命権者は、職員の定期評価の全体評語が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であつて、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

(通知書の交付)

第 5 条 任命権者は、職員を降給させる場合には、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(受診命令に従う義務)

第 6 条 職員は、第 3 条第 1 号イに規定する診断を受けるよう命ぜられた場合には、これに従わなければならない。

(委任)

第 7 条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 一般職の職員の給与に関する条例附則第 1 6 項の規定の適用を受ける職員に対する第 2 条の規定の適用については、当分の間、第 2 条中「とする」とあるのは「並びに一般職の職員の給与に関する条例附則第 1 6 項の規定による降給とする」とする。

3 第5条の規定は、一般職の職員の給与に関する条例附則第16項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、規則の規定により、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

議案第 57 号

職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について  
職員の高齢者部分休業に関する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）による地方公務員の定年が引き上げられる等の制度変更に伴い、高齢職員の多様な働き方のニーズに応えるための選択肢の 1 つとして、高齢者部分休業制度を新設するため、本条例を制定するものである。

藤井寺市条例第 号

職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業について必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業)

第2条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、5分を単位として行うものとする。

2 法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢は、60歳とする。

3 法第26条の3第1項の規定により承認する高齢者部分休業の期間の初日は、前項に定める年齢に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日とする。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、一般職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第21号）第17条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(退職手当の取扱い)

第4条 高齢者部分休業の承認を受けて職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を職員の退職手当に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第22号）第7条第1項から第5項までの規定により計算した在職期間から除算する。この場合において、同条第7項中「前各項」とあるのは「前各項及び職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年藤井寺市条例第号）第4条」と、同条第9項中「前各項」とあるのは「前各項及び職員の高齢者部分休業に関する条例第4条」とする。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第5条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第6条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業



時間の延長を承認することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 58 号

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に  
ついて

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を  
次のように定める。

令和 4 年 1 月 29 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

幼保連携型認定こども園を設置することに伴い、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置く必要があることから、当該職の報酬額を定めるため、所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表保育所嘱託医師（歯科）の項の次に次のように加える。

認定こども園医（内科）	年額	220,000円
認定こども園医（歯科）	年額	152,000円
認定こども園薬剤師	年額	39,600円

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 59 号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

令和 4 年 8 月 8 日付け人事院勧告を受け、本市においても、本勧告及び近隣都市における均衡や情勢を鑑み、一般職の職員等の給料表及び勤勉手当等の支給割合を改定するものである。

藤井寺市条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項第1号中「100分の95」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職 員 の 区 分	職務の 等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 以 外 の 職 員	1	408,100	362,900	319,200	290,700	266,000	234,400	198,500	150,100
	2	410,500	365,500	321,400	292,900	267,700	236,000	200,300	151,200
	3	413,000	367,900	323,700	295,000	269,200	237,500	202,100	152,400
	4	415,400	370,500	325,900	297,000	271,000	239,000	203,900	153,500
	5	417,300	372,400	328,100	298,800	272,700	240,300	205,400	154,600
	6	419,600	374,900	330,100	300,800	274,500	241,900	207,200	155,700
	7	421,700	377,200	332,300	302,600	276,300	243,400	209,000	156,800
	8	423,900	379,700	334,500	304,200	278,300	244,900	210,800	157,900
	9	425,900	382,100	336,400	306,100	280,200	246,000	212,400	158,900
	10	428,000	384,800	338,600	308,400	282,200	247,500	214,200	160,300
	11	430,100	387,400	340,600	310,600	284,100	249,000	216,000	161,600
	12	432,200	390,100	342,800	312,900	286,000	250,300	217,800	162,900
	13	433,900	392,500	344,600	315,000	287,900	251,800	219,200	164,100
	14	435,700	394,800	346,600	317,100	289,700	253,000	221,000	165,600
	15	437,700	397,000	348,600	319,300	291,200	254,300	222,700	167,100
	16	439,700	399,400	350,600	321,400	292,600	255,500	224,500	168,700

17	441,600	401,200	352,300	323,300	294,400	256,800	226,100	169,800
18	443,400	403,200	354,300	325,300	296,400	258,200	227,800	171,200
19	445,200	405,100	356,100	327,300	298,500	259,600	229,400	172,600
20	446,900	406,900	358,000	329,300	300,500	261,100	230,900	174,000
21	448,700	408,800	359,900	331,000	302,400	262,700	232,200	175,300
22	450,200	410,600	361,800	333,100	304,500	264,400	233,800	177,800
23	451,600	412,400	363,800	335,100	306,500	266,000	235,400	180,300
24	453,100	414,300	365,700	337,200	308,600	267,600	236,900	182,800
25	454,500	416,100	367,700	338,600	310,300	269,400	237,900	185,200
26	455,800	417,600	369,600	340,500	312,400	271,200	239,400	186,900
27	457,100	419,100	371,600	342,400	314,400	272,900	240,700	188,500
28	458,300	420,700	373,600	344,300	316,400	274,600	241,900	190,200
29	459,300	422,300	375,100	345,900	318,100	276,200	243,100	191,700
30	460,000	423,600	376,900	347,800	320,100	277,900	244,100	193,400
31	460,800	424,900	378,700	349,700	322,200	279,700	245,100	195,200
32	461,500	426,100	380,300	351,500	324,300	281,200	246,100	196,900
33	462,200	427,300	382,100	353,400	325,500	282,400	247,200	198,500
34	463,000	428,600	383,500	355,200	327,500	284,100	248,100	199,900
35	463,700	429,900	385,000	357,000	329,400	285,700	249,000	201,400
36	464,300	431,100	386,600	358,700	331,500	287,400	250,000	202,900
37	464,800	432,300	388,000	360,100	333,400	289,000	250,900	204,200
38	465,400	433,100	389,200	361,400	335,300	290,700	252,200	205,500
39	466,000	433,900	390,400	362,800	337,300	292,500	253,400	206,700
40	466,600	434,700	391,500	364,200	339,200	294,300	254,700	208,000
41	467,100	435,300	392,600	365,500	341,100	295,800	256,000	209,300
42	467,600	436,000	393,800	366,400	343,000	297,500	257,400	210,600
43	468,000	436,700	395,000	367,500	344,800	299,000	258,600	211,900
44	468,300	437,400	396,100	368,600	346,700	300,600	259,800	213,200
45	468,600	438,200	396,800	369,400	348,200	302,200	260,900	214,300
46		439,000	397,500	370,300	349,600	303,900	262,100	215,600
47		439,400	398,200	371,200	351,100	305,500	263,400	216,900
48		440,100	398,900	372,100	352,600	307,200	264,500	218,200
49		440,600	399,500	373,000	354,200	308,100	265,600	219,200

50	441,000	400,100	373,800	355,000	309,600	266,600	220,300
51	441,400	400,600	374,600	356,200	311,100	267,800	221,300
52	441,800	401,000	375,400	357,200	312,700	268,900	222,300
53	442,200	401,400	376,100	358,100	314,300	269,900	223,300
54	442,600	401,700	376,800	359,200	315,900	270,900	224,200
55	443,000	402,000	377,500	360,100	317,500	272,000	225,100
56	443,300	402,300	378,200	361,200	319,000	273,100	226,000
57	443,600	402,600	378,700	362,100	320,500	274,000	226,300
58	444,000	402,900	379,300	362,800	321,700	275,000	227,100
59	444,300	403,200	379,900	363,500	322,900	275,900	227,800
60	444,600	403,500	380,600	364,200	324,100	277,000	228,500
61	444,900	403,800	381,000	364,600	324,800	278,100	229,200
62		404,100	381,700	365,200	325,700	279,100	230,000
63		404,400	382,300	365,900	326,500	280,000	230,700
64		404,700	382,900	366,600	327,300	281,000	231,300
65		405,000	383,300	366,900	328,200	281,500	231,900
66		405,300	383,900	367,600	328,600	282,400	232,500
67		405,600	384,500	368,300	329,300	283,100	233,100
68		405,900	385,100	369,000	330,100	284,000	233,800
69		406,100	385,500	369,300	330,900	285,000	234,500
70		406,400	386,000	369,900	331,600	285,800	235,100
71		406,700	386,500	370,600	332,300	286,600	235,600
72		407,000	387,100	371,200	333,000	287,400	236,300
73		407,200	387,400	371,500	333,500	288,200	237,000
74		407,500	387,800	372,100	334,100	288,700	237,600
75		407,800	388,200	372,800	334,600	289,100	238,200
76		408,000	388,600	373,400	335,200	289,600	238,700
77		408,200	388,900	373,800	335,500	289,800	239,300
78		408,500	389,200	374,300	336,000	290,100	240,000
79		408,800	389,500	374,900	336,400	290,300	240,700
80		409,000	389,800	375,400	336,900	290,700	241,200
81		409,200	390,000	375,900	337,300	290,900	241,700
82		409,500	390,300	376,500	337,800	291,100	242,300

83	409,800	390,600	377,000	338,300	291,500	242,900
84	410,000	390,800	377,300	338,800	291,800	243,400
85	410,200	391,000	377,700	339,100	292,100	243,900
86		391,300	378,200	339,500	292,400	244,500
87		391,600	378,600	340,000	292,700	245,100
88		391,800	379,000	340,400	293,100	245,600
89		392,000	379,400	340,700	293,400	246,100
90		392,300	379,900	341,100	293,800	246,600
91		392,600	380,300	341,600	294,100	246,900
92		392,800	380,700	342,000	294,500	247,300
93		393,000	381,000	342,200	294,700	247,600
94				342,600	294,900	
95				343,100	295,200	
96				343,500	295,600	
97				343,700	295,800	
98				344,100	296,100	
99				344,500	296,500	
100				344,800	296,900	
101				345,100	297,100	
102				345,500	297,400	
103				345,900	297,800	
104				346,300	298,100	
105				346,800	298,300	
106				347,200	298,600	
107				347,600	299,000	
108				348,000	299,300	
109				348,500	299,500	
110				348,900	299,900	
111				349,200	300,300	
112				349,500	300,600	
113				350,000	300,800	
114					301,000	
115					301,300	



	116							301,700	
	117							301,900	
	118							302,100	
	119							302,400	
	120							302,700	
	121							303,100	
	122							303,300	
	123							303,600	
	124							303,900	
	125							304,200	
再 任 用 職 員		389,900	356,800	315,100	289,700	274,600	255,200	215,200	187,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、  
第28条に規定する職員を除く。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職 員 の 区 分	職務の 等級	1 等級	2 等級	3 等級
		給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 以 外 の	1	471,700	400,400	253,600
	2	474,000	403,300	256,100
	3	476,200	405,900	258,600
	4	478,500	408,600	261,100
	5	480,700	411,000	263,300
	6	482,900	413,300	267,100

職 員	7	485,100	415,400	270,900
	8	487,300	417,300	274,700
	9	489,300	419,500	278,300
	10	491,400	422,200	282,300
	11	493,500	424,800	286,300
	12	495,600	427,500	290,300
	13	497,700	429,900	294,000
	14	499,800	432,400	298,000
	15	501,900	434,800	301,900
	16	504,000	437,300	305,700
	17	506,100	439,300	309,300
	18	508,100	441,700	312,800
	19	510,100	444,000	316,300
	20	512,100	446,400	319,800
	21	513,900	447,900	323,400
	22	515,700	450,300	327,100
	23	517,600	452,600	330,500
	24	519,500	454,900	333,800
	25	521,200	456,900	337,300
	26	523,000	459,200	339,800
	27	524,800	461,400	342,400
	28	526,600	463,700	344,700
	29	528,200	465,800	349,800
	30	530,000	468,100	352,800
	31	531,800	470,400	355,900
	32	533,600	472,600	358,700
	33	535,200	474,600	361,100
	34	537,000	476,700	363,700
	35	538,700	478,800	366,400
	36	540,500	480,900	369,200
	37	542,100	483,000	372,100
	38	543,700	484,800	375,600
	39	545,100	486,600	378,600

40	546,700	488,400	382,200
41	548,200	490,100	385,600
42	549,600	491,900	388,300
43	551,000	493,700	390,800
44	552,300	495,500	393,400
45	553,500	497,100	396,100
46	554,500	498,800	398,300
47	555,500	500,600	400,200
48	556,500	502,400	401,800
49	557,500	504,000	403,800
50	558,400	505,300	406,100
51	559,300	506,600	408,300
52	560,200	507,900	410,600
53	561,000	508,900	412,900
54	561,900	510,200	415,000
55	562,800	511,500	417,000
56	563,700	512,800	419,100
57	564,600	513,800	421,000
58	565,500	514,600	422,800
59	566,400	515,400	424,600
60	567,100	516,200	426,600
61	568,000	517,100	428,500
62	568,900	517,900	430,500
63	569,800	518,800	432,400
64	570,700	519,600	434,400
65	571,600	520,500	436,200
66		521,400	438,000
67		522,100	439,700
68		523,000	441,500
69		523,900	443,300
70		524,700	445,100
71		525,600	446,900
72		526,500	448,600

73	527,300	450,400
74	528,200	452,100
75	529,100	453,900
76	529,800	455,700
77	530,600	457,600
78	531,500	458,800
79	532,400	460,000
80	533,300	461,200
81	534,100	462,400
82	535,000	463,400
83	535,900	464,400
84	536,800	465,400
85	537,600	466,200
86	538,500	466,900
87	539,400	467,600
88	540,300	468,300
89	541,100	469,000
90		469,700
91		470,400
92		471,000
93		471,300
94		472,000
95		472,700
96		473,400
97		473,800
98		474,400
99		475,100
100		475,800
101		476,200
102		476,800
103		477,400
104		477,900
105		478,500

	106			479,000
	107			479,500
	108			480,000
	109			480,400
	110			481,000
	111			481,400
	112			481,900
	113			482,400
	114			483,000
	115			483,600
	116			484,000
	117			484,500
	118			485,100
	119			485,700
	120			486,300
	121			486,800
再任用職員		466,000	393,000	338,600

備考 この表は、病院に勤務する医師で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の等級 号給	特1等級	1等級	2等級	3等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用	1	327,000	270,200	226,800	160,500
	2	329,000	271,900	228,400	162,300
	3	331,200	273,600	230,000	164,000

以 外 の 職 員	4	333,400	275,300	231,600	165,600
	5	335,200	277,000	233,000	167,200
	6	337,400	278,700	234,600	168,900
	7	339,400	280,400	236,100	170,500
	8	341,600	282,000	237,700	172,300
	9	343,400	283,700	238,600	173,700
	10	345,500	285,400	240,000	175,500
	11	347,600	287,200	241,400	177,400
	12	349,700	288,800	242,500	179,200
	13	351,200	290,200	244,000	181,100
	14	353,200	291,800	245,300	182,600
	15	355,100	293,400	246,500	184,400
	16	357,100	295,100	247,800	186,200
	17	358,900	296,800	248,600	191,500
	18	360,900	298,500	249,800	193,100
	19	362,900	300,300	250,900	194,700
	20	364,900	302,100	252,000	196,300
	21	366,700	303,400	253,400	197,800
	22	368,700	305,100	254,200	199,300
	23	370,800	306,600	255,100	200,900
	24	372,900	308,200	256,000	202,400
	25	374,300	309,900	257,000	204,000
	26	376,100	311,600	258,100	205,700
	27	377,900	313,200	259,200	207,300
	28	379,600	314,900	260,400	209,000
	29	381,400	315,800	261,800	210,400
	30	382,900	317,200	263,400	212,000
	31	384,500	318,700	265,000	213,600
	32	386,200	320,300	266,500	215,200
	33	387,500	321,700	267,800	216,600
	34	388,800	323,000	269,500	218,200
	35	390,100	324,200	271,100	219,900
	36	391,300	325,500	272,700	221,600

37	392,400	326,600	274,100	222,900
38	393,600	327,600	275,600	224,400
39	394,700	328,700	277,200	225,800
40	395,800	329,700	278,600	227,300
41	396,600	335,800	279,800	228,500
42	397,400	337,600	281,200	229,900
43	398,200	339,300	282,700	231,200
44	399,000	341,100	284,200	232,400
45	399,400	342,800	285,700	233,600
46	400,000	344,600	287,400	234,900
47	400,500	346,500	289,100	236,400
48	400,900	348,300	290,700	237,700
49	401,300	350,100	291,900	238,700
50	401,600	351,800	293,500	240,000
51	401,900	353,400	294,800	240,900
52	402,200	355,100	296,400	242,100
53	402,500	356,300	297,700	243,400
54	402,800	357,400	299,200	244,500
55	403,100	358,600	300,600	245,600
56	403,400	359,800	302,100	246,700
57	403,700	361,000	303,100	247,800
58	404,000	361,800	304,300	248,700
59	404,300	363,000	305,500	249,600
60	404,700	364,100	306,900	250,400
61	404,900	365,100	308,200	251,500
62	405,200	366,100	309,400	252,800
63	405,500	367,100	310,700	254,100
64	405,800	368,100	311,900	255,300
65	406,000	368,900	313,300	256,800
66		369,700	314,100	258,200
67		370,600	314,900	259,400
68		371,500	315,700	260,600
69		372,000	316,300	261,600

70	372,800	317,000	262,900
71	373,600	317,700	264,200
72	374,400	318,300	265,300
73	374,800	319,000	266,100
74	375,500	319,200	267,300
75	376,200	319,800	268,500
76	376,900	320,400	269,600
77	377,300	321,000	270,500
78	377,900	321,500	271,600
79	378,600	322,000	272,700
80	379,200	344,200	273,800
81	379,600	344,500	274,600
82	380,100	344,800	275,700
83	380,600	345,200	276,600
84	381,100	345,500	277,700
85	381,700	346,000	278,700
86	382,200	346,300	279,700
87	382,800	346,600	280,800
88	383,400	346,900	281,900
89	383,900	347,300	282,500
90	384,400	347,600	283,200
91	384,900	348,000	283,700
92	385,400	348,300	284,500
93	385,700	348,700	285,300
94	386,200	349,000	285,900
95	386,600	349,300	286,500
96	387,000	349,600	287,100
97	387,400	349,900	287,800
98		350,300	288,300
99		350,700	288,700
100		351,100	289,100
101		351,600	289,300
102		352,000	289,500



	103			352,400	289,700
	104			352,800	289,900
	105			353,300	290,300
	106				290,500
	107				290,700
	108				290,900
	109				291,300
	110				291,500
	111				291,700
	112				292,000
	113				292,400
	114				292,700
	115				292,900
	116				293,200
	117				293,500
	118				293,700
	119				293,900
	120				294,200
	121				294,500
再任用職員		322,800	282,100	256,900	215,300

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、診療放射線技師、栄養士その他職員で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員 の 区 分	職務の 等級	特1等級	1等級	2等級	3等級

	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 以 外 の 職 員	1	330,100	288,400	243,600	169,900
	2	332,200	290,000	245,400	171,300
	3	334,200	291,600	247,200	172,800
	4	336,400	293,400	249,000	174,200
	5	338,400	295,000	250,400	175,600
	6	340,500	296,800	251,700	177,100
	7	342,600	298,500	252,800	178,600
	8	344,700	300,200	254,100	180,100
	9	346,200	301,900	254,900	181,300
	10	348,200	303,500	255,800	183,000
	11	350,100	304,800	256,700	184,600
	12	352,100	306,100	257,500	186,100
	13	354,000	307,600	258,600	187,500
	14	356,100	309,200	259,600	189,500
	15	358,200	311,000	260,400	191,500
	16	360,200	312,800	261,300	193,500
	17	362,200	314,500	261,800	197,000
	18	364,200	316,100	262,700	198,900
	19	366,300	317,800	263,500	200,900
	20	368,400	319,500	264,300	202,800
	21	370,100	320,900	265,200	204,900
	22	372,200	322,400	265,900	206,900
	23	374,300	323,900	266,800	209,100
	24	376,300	325,400	267,600	211,200
	25	378,300	326,800	268,600	213,200
	26	379,900	328,200	269,400	214,600
	27	381,800	329,700	270,300	216,000
	28	383,700	331,300	271,300	217,200
	29	385,500	332,400	272,500	218,600
	30	387,200	333,900	273,700	220,000
	31	389,100	335,300	275,200	221,500

32	390,900	336,800	276,500	222,700
33	392,600	338,400	278,000	224,100
34	394,300	339,900	279,400	225,600
35	396,100	341,500	280,600	227,100
36	397,800	343,000	281,800	228,600
37	399,400	344,700	283,300	229,700
38	401,100	346,300	284,500	231,400
39	402,900	347,800	285,900	233,100
40	404,700	349,400	287,100	234,700
41	406,200	350,600	288,100	236,000
42	407,700	352,100	289,400	237,700
43	409,200	353,600	290,700	239,400
44	410,500	355,000	292,100	241,100
45	411,600	356,600	293,400	242,700
46	412,700	357,600	294,800	244,100
47	413,800	359,100	296,300	245,400
48	415,000	360,400	297,800	246,500
49	416,300	361,800	298,900	247,500
50	417,400	363,200	300,200	248,600
51	418,600	364,500	301,400	249,500
52	419,700	365,900	302,800	250,500
53	420,900	367,400	304,200	251,200
54	421,900	368,600	305,500	252,200
55	423,000	369,700	306,900	253,100
56	424,100	370,900	308,300	254,100
57	425,200	372,000	309,100	254,500
58	425,700	372,900	310,300	255,400
59	426,300	373,900	311,500	256,200
60	426,700	374,900	312,900	256,900
61	427,300	375,500	314,000	257,700
62	427,800	376,300	315,300	258,400
63	428,200	377,100	316,600	259,300
64	428,700	377,900	317,800	260,100

65	429,300	378,600	319,100	260,900
66	429,700	379,300	320,400	261,800
67	430,000	380,100	321,700	262,700
68	430,300	380,800	323,000	263,700
69	430,700	381,400	323,700	264,800
70		382,000	324,800	266,000
71		382,700	325,900	267,300
72		383,300	326,800	268,600
73		384,000	328,100	270,000
74		384,500	328,800	271,500
75		385,100	329,900	272,900
76		385,600	331,100	274,300
77		386,000	332,200	275,600
78		386,600	333,400	276,900
79		387,100	334,500	278,300
80		387,400	335,700	279,400
81		387,700	336,800	280,500
82		388,200	337,900	281,800
83		388,600	338,900	283,100
84		388,900	340,000	284,400
85		389,200	340,900	285,500
86		389,700	341,900	287,000
87		390,200	342,800	288,500
88		390,600	343,800	289,900
89		390,900	344,800	290,900
90		391,300	345,600	292,300
91		391,800	346,400	293,500
92		392,200	347,200	294,800
93		392,600	347,800	296,200
94			348,400	297,500
95			349,100	298,700
96			349,700	300,000
97			350,100	300,500

98	350,500	301,700
99	351,000	302,800
100	351,400	304,000
101	351,900	305,100
102	352,300	306,300
103	352,800	307,500
104	353,200	308,600
105	353,500	309,900
106	354,000	311,100
107	354,400	312,300
108	354,700	313,500
109	355,200	314,300
110	355,700	315,000
111	356,200	315,700
112	356,700	316,300
113	357,200	317,000
114	357,700	317,300
115	358,200	317,900
116	358,600	318,600
117	359,000	319,000
118	359,400	319,600
119	359,900	320,200
120	360,400	320,800
121	360,800	321,200
122	361,300	321,700
123	361,800	322,200
124	362,300	322,700
125	362,600	323,100
126		323,500
127		323,800
128		324,100
129		324,500
130		324,900

	131				325,300
	132				325,600
	133				325,800
	134				326,100
	135				326,500
	136				326,700
	137				326,900
	138				327,200
	139				327,500
	140				327,800
	141				328,000
	142				328,300
	143				328,700
	144				328,900
	145				329,100
	146				329,300
	147				329,700
	148				329,900
	149				330,200
	150				330,600
	151				331,000
	152				331,400
	153				331,700
再任用職員		326,200	289,100	262,600	255,400

備考 この表は、病院等に勤務する看護師、准看護師、保健師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第25条第2項第1号中「100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年藤井寺市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「375,000」を「376,000」に改める。

第8条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年藤井寺市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職務の 等級 号給	1 等級	2 等級
	給料月額	給料月額
1	150,100	198,500
2	151,200	200,300
3	152,400	202,100
4	153,500	203,900
5	154,600	205,400
6	155,700	207,200
7	156,800	209,000
8	157,900	210,800
9	158,900	212,400

1 0	1 6 0, 3 0 0	2 1 4, 2 0 0
1 1	1 6 1, 6 0 0	2 1 6, 0 0 0
1 2	1 6 2, 9 0 0	2 1 7, 8 0 0
1 3	1 6 4, 1 0 0	2 1 9, 2 0 0
1 4	1 6 5, 6 0 0	2 2 1, 0 0 0
1 5	1 6 7, 1 0 0	2 2 2, 7 0 0
1 6	1 6 8, 7 0 0	2 2 4, 5 0 0
1 7	1 6 9, 8 0 0	2 2 6, 1 0 0
1 8	1 7 1, 2 0 0	2 2 7, 8 0 0
1 9	1 7 2, 6 0 0	2 2 9, 4 0 0
2 0	1 7 4, 0 0 0	2 3 0, 9 0 0
2 1	1 7 5, 3 0 0	2 3 2, 2 0 0
2 2	1 7 7, 8 0 0	2 3 3, 8 0 0
2 3	1 8 0, 3 0 0	2 3 5, 4 0 0
2 4	1 8 2, 8 0 0	2 3 6, 9 0 0
2 5	1 8 5, 2 0 0	2 3 7, 9 0 0
2 6	1 8 6, 9 0 0	2 3 9, 4 0 0
2 7	1 8 8, 5 0 0	2 4 0, 7 0 0
2 8	1 9 0, 2 0 0	2 4 1, 9 0 0
2 9	1 9 1, 7 0 0	2 4 3, 1 0 0
3 0	1 9 3, 4 0 0	2 4 4, 1 0 0



3 1	1 9 5, 2 0 0	2 4 5, 1 0 0
3 2	1 9 6, 9 0 0	2 4 6, 1 0 0
3 3	1 9 8, 5 0 0	2 4 7, 2 0 0
3 4	1 9 9, 9 0 0	2 4 8, 1 0 0
3 5	2 0 1, 4 0 0	2 4 9, 0 0 0
3 6	2 0 2, 9 0 0	2 5 0, 0 0 0
3 7	2 0 4, 2 0 0	2 5 0, 9 0 0
3 8	2 0 5, 5 0 0	2 5 2, 2 0 0
3 9	2 0 6, 7 0 0	2 5 3, 4 0 0
4 0	2 0 8, 0 0 0	2 5 4, 7 0 0
4 1	2 0 9, 3 0 0	2 5 6, 0 0 0
4 2	2 1 0, 6 0 0	2 5 7, 4 0 0
4 3	2 1 1, 9 0 0	2 5 8, 6 0 0
4 4	2 1 3, 2 0 0	2 5 9, 8 0 0
4 5	2 1 4, 3 0 0	2 6 0, 9 0 0
4 6	2 1 5, 6 0 0	2 6 2, 1 0 0
4 7	2 1 6, 9 0 0	2 6 3, 4 0 0
4 8	2 1 8, 2 0 0	2 6 4, 5 0 0
4 9	2 1 9, 2 0 0	2 6 5, 6 0 0
5 0	2 2 0, 3 0 0	2 6 6, 6 0 0
5 1	2 2 1, 3 0 0	2 6 7, 8 0 0

5 2	2 2 2, 3 0 0	2 6 8, 9 0 0
5 3	2 2 3, 3 0 0	2 6 9, 9 0 0
5 4	2 2 4, 2 0 0	2 7 0, 9 0 0
5 5	2 2 5, 1 0 0	2 7 2, 0 0 0
5 6	2 2 6, 0 0 0	2 7 3, 1 0 0
5 7	2 2 6, 3 0 0	2 7 4, 0 0 0
5 8	2 2 7, 1 0 0	2 7 5, 0 0 0
5 9	2 2 7, 8 0 0	2 7 5, 9 0 0
6 0	2 2 8, 5 0 0	2 7 7, 0 0 0
6 1	2 2 9, 2 0 0	2 7 8, 1 0 0
6 2	2 3 0, 0 0 0	2 7 9, 1 0 0
6 3	2 3 0, 7 0 0	2 8 0, 0 0 0
6 4	2 3 1, 3 0 0	2 8 1, 0 0 0
6 5	2 3 1, 9 0 0	2 8 1, 5 0 0
6 6	2 3 2, 5 0 0	2 8 2, 4 0 0
6 7	2 3 3, 1 0 0	2 8 3, 1 0 0
6 8	2 3 3, 8 0 0	2 8 4, 0 0 0
6 9	2 3 4, 5 0 0	2 8 5, 0 0 0
7 0	2 3 5, 1 0 0	2 8 5, 8 0 0
7 1	2 3 5, 6 0 0	2 8 6, 6 0 0
7 2	2 3 6, 3 0 0	2 8 7, 4 0 0

7 3	2 3 7, 0 0 0	2 8 8, 2 0 0
7 4	2 3 7, 6 0 0	2 8 8, 7 0 0
7 5	2 3 8, 2 0 0	2 8 9, 1 0 0
7 6	2 3 8, 7 0 0	2 8 9, 6 0 0
7 7	2 3 9, 3 0 0	2 8 9, 8 0 0
7 8	2 4 0, 0 0 0	2 9 0, 1 0 0
7 9	2 4 0, 7 0 0	2 9 0, 3 0 0
8 0	2 4 1, 2 0 0	2 9 0, 7 0 0
8 1	2 4 1, 7 0 0	2 9 0, 9 0 0
8 2	2 4 2, 3 0 0	2 9 1, 1 0 0
8 3	2 4 2, 9 0 0	2 9 1, 5 0 0
8 4	2 4 3, 4 0 0	2 9 1, 8 0 0
8 5	2 4 3, 9 0 0	2 9 2, 1 0 0
8 6	2 4 4, 5 0 0	2 9 2, 4 0 0
8 7	2 4 5, 1 0 0	2 9 2, 7 0 0
8 8	2 4 5, 6 0 0	2 9 3, 1 0 0
8 9	2 4 6, 1 0 0	2 9 3, 4 0 0
9 0	2 4 6, 6 0 0	2 9 3, 8 0 0
9 1	2 4 6, 9 0 0	2 9 4, 1 0 0
9 2	2 4 7, 3 0 0	2 9 4, 5 0 0
9 3	2 4 7, 6 0 0	2 9 4, 7 0 0

9 4	2 9 4, 9 0 0
9 5	2 9 5, 2 0 0
9 6	2 9 5, 6 0 0
9 7	2 9 5, 8 0 0
9 8	2 9 6, 1 0 0
9 9	2 9 6, 5 0 0
1 0 0	2 9 6, 9 0 0
1 0 1	2 9 7, 1 0 0
1 0 2	2 9 7, 4 0 0
1 0 3	2 9 7, 8 0 0
1 0 4	2 9 8, 1 0 0
1 0 5	2 9 8, 3 0 0
1 0 6	2 9 8, 6 0 0
1 0 7	2 9 9, 0 0 0
1 0 8	2 9 9, 3 0 0
1 0 9	2 9 9, 5 0 0
1 1 0	2 9 9, 9 0 0
1 1 1	3 0 0, 3 0 0
1 1 2	3 0 0, 6 0 0
1 1 3	3 0 0, 8 0 0
1 1 4	3 0 1, 0 0 0

1 1 5		3 0 1, 3 0 0
1 1 6		3 0 1, 7 0 0
1 1 7		3 0 1, 9 0 0
1 1 8		3 0 2, 1 0 0
1 1 9		3 0 2, 4 0 0
1 2 0		3 0 2, 7 0 0
1 2 1		3 0 3, 1 0 0
1 2 2		3 0 3, 3 0 0
1 2 3		3 0 3, 6 0 0
1 2 4		3 0 3, 9 0 0
1 2 5		3 0 4, 2 0 0

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

号給	職務の 等級	1 等級
		給料月額
1		2 5 3, 6 0 0
2		2 5 6, 1 0 0
3		2 5 8, 6 0 0
4		2 6 1, 1 0 0
5		2 6 3, 3 0 0

6	2 6 7, 1 0 0
7	2 7 0, 9 0 0
8	2 7 4, 7 0 0
9	2 7 8, 3 0 0
1 0	2 8 2, 3 0 0
1 1	2 8 6, 3 0 0
1 2	2 9 0, 3 0 0
1 3	2 9 4, 0 0 0
1 4	2 9 8, 0 0 0
1 5	3 0 1, 9 0 0
1 6	3 0 5, 7 0 0
1 7	3 0 9, 3 0 0
1 8	3 1 2, 8 0 0
1 9	3 1 6, 3 0 0
2 0	3 1 9, 8 0 0
2 1	3 2 3, 4 0 0
2 2	3 2 7, 1 0 0
2 3	3 3 0, 5 0 0
2 4	3 3 3, 8 0 0
2 5	3 3 7, 3 0 0
2 6	3 3 9, 8 0 0

27	342, 400
28	344, 700
29	349, 800
30	352, 800
31	355, 900
32	358, 700
33	361, 100
34	363, 700
35	366, 400
36	369, 200
37	372, 100
38	375, 600
39	378, 600
40	382, 200
41	385, 600
42	388, 300
43	390, 800
44	393, 400
45	396, 100
46	398, 300
47	400, 200

4 8	4 0 1, 8 0 0
4 9	4 0 3, 8 0 0
5 0	4 0 6, 1 0 0
5 1	4 0 8, 3 0 0
5 2	4 1 0, 6 0 0
5 3	4 1 2, 9 0 0
5 4	4 1 5, 0 0 0
5 5	4 1 7, 0 0 0
5 6	4 1 9, 1 0 0
5 7	4 2 1, 0 0 0
5 8	4 2 2, 8 0 0
5 9	4 2 4, 6 0 0
6 0	4 2 6, 6 0 0
6 1	4 2 8, 5 0 0
6 2	4 3 0, 5 0 0
6 3	4 3 2, 4 0 0
6 4	4 3 4, 4 0 0
6 5	4 3 6, 2 0 0
6 6	4 3 8, 0 0 0
6 7	4 3 9, 7 0 0
6 8	4 4 1, 5 0 0



6 9	4 4 3, 3 0 0
7 0	4 4 5, 1 0 0
7 1	4 4 6, 9 0 0
7 2	4 4 8, 6 0 0
7 3	4 5 0, 4 0 0
7 4	4 5 2, 1 0 0
7 5	4 5 3, 9 0 0
7 6	4 5 5, 7 0 0
7 7	4 5 7, 6 0 0
7 8	4 5 8, 8 0 0
7 9	4 6 0, 0 0 0
8 0	4 6 1, 2 0 0
8 1	4 6 2, 4 0 0
8 2	4 6 3, 4 0 0
8 3	4 6 4, 4 0 0
8 4	4 6 5, 4 0 0
8 5	4 6 6, 2 0 0
8 6	4 6 6, 9 0 0
8 7	4 6 7, 6 0 0
8 8	4 6 8, 3 0 0
8 9	4 6 9, 0 0 0

9 0	4 6 9, 7 0 0
9 1	4 7 0, 4 0 0
9 2	4 7 1, 0 0 0
9 3	4 7 1, 3 0 0
9 4	4 7 2, 0 0 0
9 5	4 7 2, 7 0 0
9 6	4 7 3, 4 0 0
9 7	4 7 3, 8 0 0
9 8	4 7 4, 4 0 0
9 9	4 7 5, 1 0 0
1 0 0	4 7 5, 8 0 0
1 0 1	4 7 6, 2 0 0
1 0 2	4 7 6, 8 0 0
1 0 3	4 7 7, 4 0 0
1 0 4	4 7 7, 9 0 0
1 0 5	4 7 8, 5 0 0
1 0 6	4 7 9, 0 0 0
1 0 7	4 7 9, 5 0 0
1 0 8	4 8 0, 0 0 0
1 0 9	4 8 0, 4 0 0
1 1 0	4 8 1, 0 0 0

1 1 1	4 8 1, 4 0 0
1 1 2	4 8 1, 9 0 0
1 1 3	4 8 2, 4 0 0
1 1 4	4 8 3, 0 0 0
1 1 5	4 8 3, 6 0 0
1 1 6	4 8 4, 0 0 0
1 1 7	4 8 4, 5 0 0
1 1 8	4 8 5, 1 0 0
1 1 9	4 8 5, 7 0 0
1 2 0	4 8 6, 3 0 0
1 2 1	4 8 6, 8 0 0

備考 この表は、医師の業務に従事する会計年度任用職員で市長が規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職務の 等級 号給	1 等級
	給料月額
1	1 6 0, 5 0 0
2	1 6 2, 3 0 0
3	1 6 4, 0 0 0
4	1 6 5, 6 0 0
5	1 6 7, 2 0 0

6	1 6 8, 9 0 0
7	1 7 0, 5 0 0
8	1 7 2, 3 0 0
9	1 7 3, 7 0 0
1 0	1 7 5, 5 0 0
1 1	1 7 7, 4 0 0
1 2	1 7 9, 2 0 0
1 3	1 8 1, 1 0 0
1 4	1 8 2, 6 0 0
1 5	1 8 4, 4 0 0
1 6	1 8 6, 2 0 0
1 7	1 9 1, 5 0 0
1 8	1 9 3, 1 0 0
1 9	1 9 4, 7 0 0
2 0	1 9 6, 3 0 0
2 1	1 9 7, 8 0 0
2 2	1 9 9, 3 0 0
2 3	2 0 0, 9 0 0
2 4	2 0 2, 4 0 0
2 5	2 0 4, 0 0 0
2 6	2 0 5, 7 0 0

27	207,300
28	209,000
29	210,400
30	212,000
31	213,600
32	215,200
33	216,600
34	218,200
35	219,900
36	221,600
37	222,900
38	224,400
39	225,800
40	227,300
41	228,500
42	229,900
43	231,200
44	232,400
45	233,600
46	234,900
47	236,400

4 8	2 3 7, 7 0 0
4 9	2 3 8, 7 0 0
5 0	2 4 0, 0 0 0
5 1	2 4 0, 9 0 0
5 2	2 4 2, 1 0 0
5 3	2 4 3, 4 0 0
5 4	2 4 4, 5 0 0
5 5	2 4 5, 6 0 0
5 6	2 4 6, 7 0 0
5 7	2 4 7, 8 0 0
5 8	2 4 8, 7 0 0
5 9	2 4 9, 6 0 0
6 0	2 5 0, 4 0 0
6 1	2 5 1, 5 0 0
6 2	2 5 2, 8 0 0
6 3	2 5 4, 1 0 0
6 4	2 5 5, 3 0 0
6 5	2 5 6, 8 0 0
6 6	2 5 8, 2 0 0
6 7	2 5 9, 4 0 0
6 8	2 6 0, 6 0 0

69	261,600
70	262,900
71	264,200
72	265,300
73	266,100
74	267,300
75	268,500
76	269,600
77	270,500
78	271,600
79	272,700
80	273,800
81	274,600
82	275,700
83	276,600
84	277,700
85	278,700
86	279,700
87	280,800
88	281,900
89	282,500

9 0	2 8 3, 2 0 0
9 1	2 8 3, 7 0 0
9 2	2 8 4, 5 0 0
9 3	2 8 5, 3 0 0
9 4	2 8 5, 9 0 0
9 5	2 8 6, 5 0 0
9 6	2 8 7, 1 0 0
9 7	2 8 7, 8 0 0
9 8	2 8 8, 3 0 0
9 9	2 8 8, 7 0 0
1 0 0	2 8 9, 1 0 0
1 0 1	2 8 9, 3 0 0
1 0 2	2 8 9, 5 0 0
1 0 3	2 8 9, 7 0 0
1 0 4	2 8 9, 9 0 0
1 0 5	2 9 0, 3 0 0
1 0 6	2 9 0, 5 0 0
1 0 7	2 9 0, 7 0 0
1 0 8	2 9 0, 9 0 0
1 0 9	2 9 1, 3 0 0
1 1 0	2 9 1, 5 0 0



1 1 1	2 9 1, 7 0 0
1 1 2	2 9 2, 0 0 0
1 1 3	2 9 2, 4 0 0
1 1 4	2 9 2, 7 0 0
1 1 5	2 9 2, 9 0 0
1 1 6	2 9 3, 2 0 0
1 1 7	2 9 3, 5 0 0
1 1 8	2 9 3, 7 0 0
1 1 9	2 9 3, 9 0 0
1 2 0	2 9 4, 2 0 0
1 2 1	2 9 4, 5 0 0

備考 この表は、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、歯科衛生士、管理栄養士、栄養士その他これらに準ずる業務に従事する会計年度任用職員で市長が規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

号給	職務の等級	1 等級
		給料月額
1		1 6 9, 9 0 0
2		1 7 1, 3 0 0
3		1 7 2, 8 0 0
4		1 7 4, 2 0 0
5		1 7 5, 6 0 0

6	1 7 7, 1 0 0
7	1 7 8, 6 0 0
8	1 8 0, 1 0 0
9	1 8 1, 3 0 0
1 0	1 8 3, 0 0 0
1 1	1 8 4, 6 0 0
1 2	1 8 6, 1 0 0
1 3	1 8 7, 5 0 0
1 4	1 8 9, 5 0 0
1 5	1 9 1, 5 0 0
1 6	1 9 3, 5 0 0
1 7	1 9 7, 0 0 0
1 8	1 9 8, 9 0 0
1 9	2 0 0, 9 0 0
2 0	2 0 2, 8 0 0
2 1	2 0 4, 9 0 0
2 2	2 0 6, 9 0 0
2 3	2 0 9, 1 0 0
2 4	2 1 1, 2 0 0
2 5	2 1 3, 2 0 0
2 6	2 1 4, 6 0 0

2 7	2 1 6, 0 0 0
2 8	2 1 7, 2 0 0
2 9	2 1 8, 6 0 0
3 0	2 2 0, 0 0 0
3 1	2 2 1, 5 0 0
3 2	2 2 2, 7 0 0
3 3	2 2 4, 1 0 0
3 4	2 2 5, 6 0 0
3 5	2 2 7, 1 0 0
3 6	2 2 8, 6 0 0
3 7	2 2 9, 7 0 0
3 8	2 3 1, 4 0 0
3 9	2 3 3, 1 0 0
4 0	2 3 4, 7 0 0
4 1	2 3 6, 0 0 0
4 2	2 3 7, 7 0 0
4 3	2 3 9, 4 0 0
4 4	2 4 1, 1 0 0
4 5	2 4 2, 7 0 0
4 6	2 4 4, 1 0 0
4 7	2 4 5, 4 0 0

4 8	2 4 6, 5 0 0
4 9	2 4 7, 5 0 0
5 0	2 4 8, 6 0 0
5 1	2 4 9, 5 0 0
5 2	2 5 0, 5 0 0
5 3	2 5 1, 2 0 0
5 4	2 5 2, 2 0 0
5 5	2 5 3, 1 0 0
5 6	2 5 4, 1 0 0
5 7	2 5 4, 5 0 0
5 8	2 5 5, 4 0 0
5 9	2 5 6, 2 0 0
6 0	2 5 6, 9 0 0
6 1	2 5 7, 7 0 0
6 2	2 5 8, 4 0 0
6 3	2 5 9, 3 0 0
6 4	2 6 0, 1 0 0
6 5	2 6 0, 9 0 0
6 6	2 6 1, 8 0 0
6 7	2 6 2, 7 0 0
6 8	2 6 3, 7 0 0

69	264,800
70	266,000
71	267,300
72	268,600
73	270,000
74	271,500
75	272,900
76	274,300
77	275,600
78	276,900
79	278,300
80	279,400
81	280,500
82	281,800
83	283,100
84	284,400
85	285,500
86	287,000
87	288,500
88	289,900
89	290,900

9 0	2 9 2, 3 0 0
9 1	2 9 3, 5 0 0
9 2	2 9 4, 8 0 0
9 3	2 9 6, 2 0 0
9 4	2 9 7, 5 0 0
9 5	2 9 8, 7 0 0
9 6	3 0 0, 0 0 0
9 7	3 0 0, 5 0 0
9 8	3 0 1, 7 0 0
9 9	3 0 2, 8 0 0
1 0 0	3 0 4, 0 0 0
1 0 1	3 0 5, 1 0 0
1 0 2	3 0 6, 3 0 0
1 0 3	3 0 7, 5 0 0
1 0 4	3 0 8, 6 0 0
1 0 5	3 0 9, 9 0 0
1 0 6	3 1 1, 1 0 0
1 0 7	3 1 2, 3 0 0
1 0 8	3 1 3, 5 0 0
1 0 9	3 1 4, 3 0 0
1 1 0	3 1 5, 0 0 0

1 1 1	3 1 5, 7 0 0
1 1 2	3 1 6, 3 0 0
1 1 3	3 1 7, 0 0 0
1 1 4	3 1 7, 3 0 0
1 1 5	3 1 7, 9 0 0
1 1 6	3 1 8, 6 0 0
1 1 7	3 1 9, 0 0 0
1 1 8	3 1 9, 6 0 0
1 1 9	3 2 0, 2 0 0
1 2 0	3 2 0, 8 0 0
1 2 1	3 2 1, 2 0 0
1 2 2	3 2 1, 7 0 0
1 2 3	3 2 2, 2 0 0
1 2 4	3 2 2, 7 0 0
1 2 5	3 2 3, 1 0 0
1 2 6	3 2 3, 5 0 0
1 2 7	3 2 3, 8 0 0
1 2 8	3 2 4, 1 0 0
1 2 9	3 2 4, 5 0 0
1 3 0	3 2 4, 9 0 0
1 3 1	3 2 5, 3 0 0

1 3 2	3 2 5, 6 0 0
1 3 3	3 2 5, 8 0 0
1 3 4	3 2 6, 1 0 0
1 3 5	3 2 6, 5 0 0
1 3 6	3 2 6, 7 0 0
1 3 7	3 2 6, 9 0 0
1 3 8	3 2 7, 2 0 0
1 3 9	3 2 7, 5 0 0
1 4 0	3 2 7, 8 0 0
1 4 1	3 2 8, 0 0 0
1 4 2	3 2 8, 3 0 0
1 4 3	3 2 8, 7 0 0
1 4 4	3 2 8, 9 0 0
1 4 5	3 2 9, 1 0 0
1 4 6	3 2 9, 3 0 0
1 4 7	3 2 9, 7 0 0
1 4 8	3 2 9, 9 0 0
1 4 9	3 3 0, 2 0 0
1 5 0	3 3 0, 6 0 0
1 5 1	3 3 1, 0 0 0
1 5 2	3 3 1, 4 0 0



153	331,700
-----	---------

備考 この表は、保健師、看護師、准看護師その他これらに準ずる業務に従事する会計年度任用職員で市長が規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第5条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から適用する。

(1) 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下この項及び次項において「第1条改正後給与条例」という。）別表第1及び別表第2の規定並びに第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下この項及び次項において「第3条改正後任期付職員条例」という。）第7条第1項の表の規定 令和4年4月1日

(2) 第1条改正後給与条例第25条第2項の規定及び第3条改正後任期付職員条例第8条第2項の規定 令和4年12月1日

(給与の内払)

3 第1条改正後給与条例又は第3条改正後任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条改正後給与条例又は第3条改正後任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第60号

藤井寺市中小企業振興条例の制定について  
藤井寺市中小企業振興条例を次のように定める。

令和4年11月29日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

中小企業の振興に関する基本理念及び基本方針を定めることにより、総合的な中小企業の振興を図るため、本条例を制定するものである。

## 藤井寺市条例第 号

### 藤井寺市中小企業振興条例

藤井寺市は、古くより交通の要衝として栄え、世界文化遺産にも登録されている多くの古墳が築造されたほか、古代には渡来文化の通り道として数々の文化がもたらされ、近世には街道沿いが繁栄する等、文化交流のまちとして発展してきた。また、近代以降は、発達する交通網を背景に、大都市圏ならではのものづくり産業、良好な住環境を彩る商業及びサービス業が集積し、まちなぎわい及び活力を創出し、雇用、資金の循環等を通じて市民生活の安定及び向上に寄与している。

藤井寺市の産業の大部分を占める中小企業は本市の経済の根幹を支える存在であり、その中小企業が激変する社会環境へと対応し成長していくことが、今後の本市の発展においては重要である。そのため、中小企業者や関係機関、そして行政が相互に連携しながらこのまちで発展し続けるとともに、そこに働く人々が生きがいと働きがいを得ることができるよう、相互理解と信頼のもと、協働する必要がある。

このような考えのもと、市内の中小企業の振興について、その基本的な理念及び方向性を明確にするため、この条例を制定する。

#### (目的)

第1条 この条例は、中小企業者が地域経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興に関する基本理念及び基本方針を定め、市、中小企業者、藤井寺市商工会、中小企業関係団体及び市民の役割等を明らかにすることにより、中小企業の振興を総合的に推進し、中小企業者の成長及び事業の持続的発展並びに地域経済の活性化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げるものであって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 藤井寺市商工会（以下「商工会」という。） 商工会法（昭和35年法律第89号）の規定に基づく商工会をいう。
- (3) 中小企業関係団体 藤井寺市中小企業振興会議その他の中小企業者への支援及び中小企業の振興を図ることを目的とする団体をいう。

#### (基本理念)

第3条 中小企業の振興は、中小企業者が地域経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという認識の下、中小企業者の創意工夫及び自主的な

努力を尊重しつつ、市、中小企業者、商工会、中小企業関係団体及び市民が連携を図り、中小企業者の成長発展が持続的に図られ、市民生活の向上に寄与するものであることを基本理念とする。

(基本方針)

第4条 市は、次に掲げる事項を、中小企業の振興に関する基本方針とする。

- (1) 中小企業者の経営の安定及び企業価値の向上の促進
- (2) 中小企業者の起業支援の促進
- (3) 中小企業者の人材確保及び育成の促進
- (4) 中小企業者相互及び関係機関との連携の促進
- (5) 中小企業者に関する情報の収集及び提供

(市の責務)

第5条 市は、第3条に定める基本理念及び前条に定める基本方針に基づき、中小企業の振興に関する計画及び施策（以下「振興施策等」という。）を策定し、推進するものとする。

- 2 市は、中小企業者及び中小企業関係団体の意見を踏まえ、官民協働による持続発展的な中小企業の振興に取り組むものとする。
- 3 市は、振興施策等を実施するため、必要な財政措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 市は、振興施策等の推進に当たり、国、大阪府その他の地方公共団体との連携に努めるものとする。
- 5 市は、工事の発注、物品及び役務の調達に当たっては、予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争の確保に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。
- 6 市は、中小企業者が豊かな地域社会づくりへの貢献や地域住民の生活の向上に寄与していることについて、市民の理解を深めるよう努めるものとする。

(中小企業者の努力)

第6条 中小企業者は、経済的かつ社会的な環境変化に応じて、自らの経営基盤の強化、経営革新等に努めるものとする。

- 2 中小企業者は、第3条に定める基本理念に基づき、地域社会を構成する一員として、第4条に定める基本方針の実現に努めるとともに、地域社会との調和を図り、安心して暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

(商工会の役割)

第7条 商工会は、中小企業者の経営力向上、経営基盤の強化及び経営の革新に積

極的に取り組むとともに、市が行う振興施策等の実施について協力するものとする。

(中小企業関係団体の役割)

第8条 中小企業関係団体は、中小企業者の自主的な努力及び創意工夫による取り組みを積極的に支援するものとする。

2 中小企業関係団体は、相互連携による振興施策等への取り組みにより、中小企業の振興に努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第9条 市民は、中小企業の振興が地域経済の基盤形成、雇用環境の整備等、市民生活の向上において重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業者の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。

議案第 6 1 号

藤井寺市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部改正について

藤井寺市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

大阪府の福祉医療費助成制度において、現在対象外となっている生活保護停止中の被保護者の取扱いについて、令和 5 年 4 月 1 日以降の診療分より大阪府が福祉医療費助成制度の対象とすることに伴い、本市の医療費助成に関する各条例においても、所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

(藤井寺市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 藤井寺市重度障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年藤井寺市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「被保護者」を「被保護者(その保護を停止されている者を除く。)」に改める。

(藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和55年藤井寺市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「被保護者」を「被保護者(その保護を停止されている者を除く。)」に改める。

(藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正)

第3条 藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例(平成16年藤井寺市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「被保護者」を「被保護者(その保護を停止されている者を除く。)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条から第3条までの規定による改正後の藤井寺市重度障害者の医療費の助成に関する条例、藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に係る医療費について適用し、施行日前に係る医療費については、なお従前の例による。

議案第 6 2 号

藤井寺市議会議員及び藤井寺市長の選挙における選挙運動の公費負担  
に関する条例の一部改正について

藤井寺市議会議員及び藤井寺市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条  
例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 1 7 2 号）及び公職選  
挙法施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令第 3 2 号）により、国会議  
員の選挙における選挙公営限度額が引き上げられたことに伴い、本市でも同様の改  
正を行うものである。



藤井寺市条例第 号

藤井寺市議会議員及び藤井寺市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

藤井寺市議会議員及び藤井寺市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年藤井寺市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の藤井寺市議会議員及び藤井寺市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第63号

藤井寺市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を藤井寺市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年11月29日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

田 中 孝 和

提案理由

現委員 岡本公一氏の令和4年12月31日任期満了による後任として選任するものである。

住所

田 中 孝 和  
生

略 歴

[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

同	28年	4月	堺市非常勤職員（現在に至る）
同	31年	4月	藤井寺市景観審議会委員（現在に至る）
令和	3年	4月	藤ヶ丘3・4丁目地区区長（現在に至る）

